教育厚生委員会会議録

日時　平成２０年７月４日（金）　開会時間　午前１０時４分
閉会時間　午後２時５６分

場所　第１委員会室

委員出席者　委員長　棚本　邦由
副委員長　河西　敏郎
委員　土屋　直　清水　武則　大沢　軍治　岡　伸
鷹野　一雄　武川　勉　安本　美紀

委員欠席者　なし

説明のため出席した者
福祉保健部長　小沼 省二　理事　横山 祥子　福祉保健部次長　藤原 一治
福祉保健部次長　酒井 善明　福祉保健部技監　広瀬 康男　福祉保健総務課長　杉田 雄二
監査指導室長　清水 郁也　長寿社会課長　三枝 幹男　国保援護課長　山本 節彦
児童家庭課長　市川 由美　障害福祉課長　八巻 哲也　医務課長　山下 誠
県立病院経営企画室長　篠原 道雄　衛生薬務課長　清水 利英　健康増進課長　荒木 裕人

教育委員長　金丸　康信　教育長　・瀬 孝嘉　教育次長　佐藤 安紀
理事　小川 昭二　次長（総務課長事務取扱）　広瀬 猛
福利給与課長　飯窪 巧　学校施設課長　神津 孝正　義務教育課長　佐野 勝彦
高校教育課長　滝田 武彦　新しい学校づくり推進室長　矢崎 茂樹
社会教育課長　大堀 修己　新図書館建設室長　末木 浩一
スポーツ健康課長　今井 三千雄　学術文化財課長　三枝 仁也

議題　第７１号　附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件

第７９号　平成２０年度山梨県一般会計補正予算第１条第２項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第２条繰越明許費

請願 19-17 号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

請願 20-3 号　県立中央病院･神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

請願 20-4 号　教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

請願 20-6 号　地域医療における人材確保と公立病院機能の維持、強化を求めることについて

請願 20-7 号　後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

審査の結果　議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願 20-4 号及び請願第 20-6 号は採択すべきもの、請願 19-17 号、請願 20-3 号及び請願 20-7 は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要　　午前１０時４分から午前１１時５５分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩をはさみ午後１時３３分から午後２時５６分まで教育委員会関係（午前１１時５７分から午後１時２分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。
また、県立病院の経営形態に関しては、県民の関心も高く、重要な問題であるため、７日に集中して審議することとされた。

主な質疑等　　福祉保健部関係

※第７１号　附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例中改正の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第７９号　平成２０年度山梨県一般会計補正予算第１条第２項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第２条繰越明許費

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願 19-17 号　原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見

岡委員　　これにつきましては、長い経過がありまして、裁判も長引いてまいりました。しかし、それぞれの裁判事例の中では、原告側が勝訴しているわけでして、それに対して厚生労働省を含めて関係者が控訴していない、上告をしておらず、判決が確定しています。できれば、ご賛同いただいて、採択という方向でお願いしたいと思います。

土屋委員　　採択してほしいというご意見がありましたが、原爆症の制度については、平成２０年３月、国は新しい原爆症認定に関する方針を策定されたわけでして、１９年度中の認定者が１２８名だったものが、本年４月から６月の３カ月間で４２８名と大幅に増えたことも事実でありまして、今までの国の取り組みが大幅に変わってきたということですので、今後の国の動向、行方を厳しく見つめる中で、私は継続でこの案件については取り組んでもらいたい。継続という意見を申し上げます。

討論　　なし

採決　　　　　賛成多数で継続審査すべきものと決定された。

※請願 20-3 号　県立中央病院・神経内科の診療再開と常勤医師の確保及び県営病院としての存続を求めることについて

意見

土屋委員　　　請願者も大勢傍聴されているわけでありますが、大意については十分うなずけるわけですが、先ほど委員長がお諮りしたように、７日に中央病院の経営形態については、集中して審査するということです。また、本会議でも非常に激しい議論があったわけですので、私としては、大意は認めながらも、継続してこの事案については、引き続いて議論を重ねていこうと思います。

討論　　　　　なし

採決　　　　　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願 20-6 号　地域医療における人材確保と公立病院機能の維持、強化を求めることについて

意見

土屋委員　　　地域医療における人材確保と公立病院の機能の維持を求めることについては、山梨県は医師が不足している県であり、病院勤務医の負担の軽減のために、医療従事者の確保は極めて重要な案件だと思います。公立病院の役割は、採算の面で民間医療機関が提供困難な、いわゆる政策医療等を提供することであり今後もこの機能の維持・強化は絶対に必要だということで、私は採択を求めたいと思います。

討論　　　　　なし

採決　　　　　全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願 20-7 号　後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見

土屋委員　　　継続をお願い申し上げたいと思います。膨大な準備を経て、本年４月からこの制度がスタートしたわけで、この制度についてはいろいろと負担軽減策が講じられていますが、この制度をやめることは行政的に非常に困難が生じるので、今後、運用面の改善を図っていく必要があろうかと思います。このような見地から、継続で議論を重ねていきたいということで、継続ということでお願い申し上げます。

討論　　　　　なし

採決　　　　　　　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（新たに富士・東部地域に設置する小児初期救急医療センターについて）

武川委員　　先ほど、予算のところで聞けばよかったんですが、小児初期救急医療センターは、長年にわたって富士・東部地域の住民の皆さんが切望していたわけです。バックアップ体制をはじめ、総合的な判断の中で、検討委員会から富士・東部地域の中の富士地域にということで知事に答申がなされ、そして執行部におかれても、検討委員会の集約を尊重した結果として、富士吉田に小児救急医療センターが設置されることになったわけでして、県当局のご判断に改めて敬意を表し、また感謝申し上げる次第です。ただ、この小児救急医療センターが、目的に沿って今後遺漏なく運営されるには、何といっても、小児救急医のご理解とご協力があってこそと認識しています。この小児救急医の皆さんのご理解とご協力があって、安定的な運営がなされるわけです。もちろん、設置される地元も、当然努力をしていくと思いますけれども、県におかれましても、小児救急医の先生方と安定的に運営がなされるように、いろいろな部分でバックアップしていただきたいと心からお願いを申し上げる次第です。敬意と感謝を申し上げ、ぜひ継続して意を用いていただきたいということをお願いします。

山下医務課長　　小児初期救急医療センター並びに二次救急の当番病院が機能していくためには、ドクターをはじめとします医療関係の従事者の方々のご協力がどうしても不可欠であるというのは、先生のおっしゃるとおりです。その中でも特に小児科医のドクターの方々のご協力が不可欠です。富士・東部地域においては、小児科医の先生方が合計で１４名しかいない。病院での勤務医は、都留市立、富士吉田市立、山梨赤十字、この３病院にそれぞれ３名ずつの９名と地元での開業医の先生が５名いるだけということでして、とてもこの先生方だけでは富士・東部地域の小児救急医療は回らないということで、国中の小児ドクターのご協力を仰がなければならない状況です。国中の先生方に、事前にアンケート等でご協力をお願いできますかとお聞きしたところ、３６名から大丈夫ですという返事をいただいておりまして、今、また改めてお願いをしているところです。いずれにいたしましても、これら先生方とこれから先も連絡、連携を密にしまして、継続的に富士・東部地域に小児救急医療が提供できますようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

武川委員　　ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

（採血用穿刺器具の使い回しについて）

河西副委員長　　冒頭で、小沼部長から陳謝があったわけですけれども、採血用の穿刺器具というのを私は見たことがありませんので、お願いをしておいたんですけれども、現物を見せていただいて、どういう使い方をしたのか、またどこが問題だったのかということを教えていただきたいと思います。

荒木健康増進課長　今、河西副委員長から、冒頭に福祉保健部長から陳謝のあった、採血用穿刺器具というのがどのようなものであるのか、そして、今回問題となった使い方について、委員の認識を統一しておきたいというようなご提案をいただきました。まず、当該器具についてご説明します。器具自体は少し小さいものですので、拡大したものを前に持っていきます（写真パネルを掲示）。今回問題になりました微量の採血用の穿刺器具と言われるものですけれども、これが拡大したものです。数種類ございまして、今回調査の対象になったのは３０種類程度です。これはもともと何に使うかと申しますと、糖尿病の患者さんは、血糖のコントロールが非常に大事です。薬が効いているのかとか、カロリーコントロールができているのかということで、しっかりと血糖のコントロールをしないといけない。そのために、ご家庭の中で自分で採血をするためのものです。先に針がついていまして、指先とか、あとは上腕部分とかでパチッと押しますと、あまり痛くなくて、しかも目に見えて血が出るのがわかるような採血器具です。なぜこれが開発されたかといいますと、ご自身で血糖をコントロールするためにあまり痛くないようなものがいいという理由です。昔は、例えば注射針の一番先端で耳をぱっと突いてお医者さんが採血するとか、あるいは自分でも突くということをしていましたが、それでは結構痛いので、痛くないように非常に小さなものができたということです。突いても、非常に小さな穴なのでなかなか血が出てきません。周りから圧迫することによって血を絞り出す。絞り出したものを、センサーというものにつけることによってこのセンサーが反応して、血糖が、例えば１５０というようなことが出ます。糖尿病の患者さんは、例えば毎日食後、あるいは食前、あるいは朝・昼・晩３回とか血糖をはかって、それを持ってお医者さんのところに行ってこうやって血糖をコントロールできていますよというのを示す器具です。

　今回問題になった部分ですけれども、ここに指以外用のキャップつきと書いてあります。このキャップの部分について、ほとんどすべてのケースでアルコール消毒していたけれども、かえなかった。先ほど申し上げましたように、指先に、実際目に見えないぐらいの穴が開いて、押し出して血を出すんですが、可能性として、キャップに血がついて次の人にそのまま使った場合に、アルコールで物理的には拭きとっていますが、可能性は全くゼロではないということが問題だと言われています。この器具は個人使用ということですので、そもそも複数に使うということが適切ではなかったということです。こちらから回させていただきますので、見てください。針は気をつけてください。（穿刺器具を回覧）

（障害者等の駐車禁止除外について）

河西副委員長　説明を聞いて初めてわかりました。今後、十分いろんな意味で注意していただきたいと思います。また、対象者とされた人たちに不安を持っている方もあると思いますので、またその辺の対応もしっかりしていただければと思います。よろしくお願いします。

　あと、障害福祉課の関係だと思うんですけれども、身体障害者等の駐車禁止の除外についてお伺いします。昨年９月に歩行困難な身体障害者が利用する車の駐車禁止除外対象車等を定めた県公安委員会の規則が改正されたわけですが、それから１０カ月ほど経過しています。この改正によって対象が広がったという部分もあるんですけれども、今まで対象とされていた下肢に障害がある方等の一部が対象外となったということがあり、その方たちが不

満を感じているという声も聞いています。この件を所管するのは警察本部だとは思いますけれども、障害者の日常生活に深くかかわることなので障害福祉課で、この現状をどう考えてどう対応しているのか、その点をお聞きしたいと思います。

八巻障害福祉課長　昨年の９月に山梨県道路交通法施行細則というのが一部改正されまして、それまで駐車禁止の除外の対象とならなかった例えば聴覚障害の方とか、視覚障害の方は対象になりました。ただ、反面、足に障害を持つ方、あるいは体の内部に障害を持つ方につきまして、一部の軽い方は、その対象から外れてしまったということがあります。どういう方が対象から外れたかといいますと、それまでは下肢の関係では１級から４級までが対象でした。１級というのは両足が全く動かなくなっている状態です。４級というのは、両足の指が全くないとか、指はあるけれども機能していないというような状態です。ところが、この改正によりますと、１級から３級の１までということになってしまいました。３級の１というのは、甲の先の当たりにショッパー関節という関節がありまして、両足のショッパー関節よりも先が、全く欠損してしまうというような状況です。昨年９月１日現在、駐車禁止除外の標章を受けていた方がおよそ１,３００人ぐらいいた中のおよそ５００人程度が、昨年９月１日から３年間の経過措置が終わった後の平成２２年９月１日以降には、この恩恵をそれを受けられないという状況になるということです。山梨県は公共交通機関が少ない県で、皆さん、車に頼っているというのが実態です。このような改正が障害を持つ方の行動を規制して社会参加を妨げるということですと、私ども障害福祉課としては大変残念に思わざるを得ません。所管しているのは警察ですので直接には何もできないわけなんですが、これまでの障害福祉課の対応としては、例えば昨年５月に県の障害福祉協会などの団体が、対象範囲の見直しに対する要望書を県警の本部長に提出したときに、助言を差し上げたり、お手伝いをさせていただいたりしております。また、同月、当時の障害福祉課長が交通規制課長に、ぜひ障害福祉の後退になるような改正はしないでほしいという申し出をしたり、県警本部の説明会のたびに関係団体と連絡を取り合ったり、調整をさせていただいたりしております。また、９月に請願を出した際もお手伝いをさせていただいたりと、さまざまなことをさせていただいております。

河西副委員長　今、話が出たんですけれども、昨年の９月に請願が出され、県議会でも採択されたということで、ほかの県においては、運用の見直しを求める署名活動が行われているということも聞いておりますし、この規則を弾力的に運用している県もあると思いますけれども、他県の状況やら、また警察等にどんな働きかけをしているのかお聞かせいただきたいと思います。

八巻障害福祉課長　改正後の標章の交付の適用範囲というのは、実は全国一律ではありませんで、改正以前に使っていたものを、東北の５県、大阪、兵庫、九州、四国で１１県ぐらいは見直しをした後も、以前と同じ基準を使ってやっているということです。本県よりも広く認めている県ですと、例えば宮城県では、下肢の場合は１級から６級まで、あるいは大阪府や兵庫県は、下肢の場合、１級から４級まで認めています。大阪、兵庫というのは、地下鉄もあれば私鉄もあってＪＲもある。車に頼らなくても移動ができるところですが、そういうところでも山梨県よりも広く認めているという事例もあります。そんな訳で、私どもは適用範囲を狭めないような申し入れをしたのですが、警察のほうで

は関東一円、同じような状況でやっているのでというお話でした。また、自民党の平成２０年度の県の施策及び予算に関する要望についても、長野県と静岡県と山梨県で生活範囲が重複しているので、足並みをそろえていくということでして、今後の県下の道路交通環境を見きわめながら、さらなる駐車規制の改善に努めていくというような答えをいただいております。

河西副委員長　　高齢者や障害者に合った血の通った福祉を進めていくということを知事が公約等もしているわけで、今後も継続して警察本部等と協議をして、ぜひこのことについて要請を続けていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（採血用穿刺器具の使い回しについて）

棚本委員長　　採血器具の使い回しの途中で質問が変わってしまいましたので、今、質問の区切りがついたところで、再び採血器具の使い回しについて、ほかの委員の意見を求めたいと思います。何かございますか。

安本委員　　委員会の冒頭に小沼部長からも報告とおわびがあったところですが、私は県民の安全安心が保障される、また県民の健康、命が守られるということは、私たちにとっても、また行政にとっても最重要の責務であると思っています。平成１８年３月だったと聞いていますけれども、厚生労働省からこの取り扱いについて注意喚起があったにもかかわらず、県の通知の不徹底等で、今多くの医療機関や大勢の県民の皆様を巻き込む事態になっている。このことについては本当に私は残念です。ですから、もう一度どうして起こったのか、そして県としてどう対応されていくのか確認させていただきたいと思います。

まず初めに、この器具がいつごろから使われ始めたのか、どうして平成１８年３月になって、国が改めてこの器具の使用について、注意喚起を促す必要があったのか、その点から教えていただきたいと思います。

山下医務課長　　まず、このような器具がいつごろから使われているかというご質問ですが、使い捨てではないこのような穿刺器具というのは、現在３０種類ほどありまして、それぞれに製造を始めた年月日というのは異なっております。私どもが今承知している限りでは、一番古いものは平成３年１月ごろから製造が開始されておりますので、理論上は平成３年ごろから使用される可能性があったと考えております。

平成１８年３月に厚生労働省が注意喚起の通知を出したのはどうしてかというご質問ですが、平成１７年の終わりぐらいに、イギリスのほうでこのような器具が原因ではないかと疑われる感染の事例が発表されまして、またそれを受けた形で平成１８年に入ってから、カナダの日本でいう厚生労働省のようなところから器具の使用について注意をするようにという通知が出ている。それを受けて、厚生労働省が平成１８年３月に複数人に使わないようにと改めて注意喚起の通知をしたと承知しております。

安本委員　　平成１７年に、イギリスでこの器具による感染ではないかという疑わしい事例があったということです。専門家の話では、肝炎ウイルスは微量な血液でも付着しただけで感染する可能性があるという指摘もありまして、厚生労働省の通知が出る前にこの情報をキャッチして、今までしていたキャップの使い回しを改めたという病院もあると聞いております。それだけ専門家から

見れば大変なことだったのではないかと思います。もう一点、そもそもこの器具は個人使用だったと伺いましたけれども、注意喚起の記載がしてあったのかどうか、この点も確認させていただきたいと思います。

山下医務課長　平成１８年３月に厚生労働省が改めて注意喚起をした時点から、このような使い方をしてはいけないということになったということではありません。それ以前から、使い捨てタイプでないものは複数人に使用してはいけないということになっておりまして、このことは、それぞれの器具の取扱説明書等に表現の違いはありますが、その旨明記されている。ただ、一部の取扱説明書の記載の中には非常にわかりにくいものがあるというのも事実です。

安本委員　わかりにくいといってもよく読めばわかったということですけれども、複数人に使用してはいけないということが記載されていながら、平然と複数人への使用がなされている。本当に唖然とする思いです。これは厚生労働省の通知以前の問題で、見ればわかることだと思うんですけれども、なれというか、意識が足りないというか、何なんだという思いです。ある県では針も使い回しをしていて、何人にも使うので針の先が磨耗して刺さらなくなったという話も聞きましたが、とんでもないことだと思います。国の通知に、イギリスの事例等から事故があってはいけないということも、しっかり記載されてあったと聞いております。国では注意喚起の通知を平成１８年３月に県に出したということですけれども、県ではこの通知を受けてどういう対応をされたのか伺いたいと思います。

山下医務課長　平成１８年３月３日付で厚生労働省のほうから改めて注意を喚起する文書が県にまいりました。県はその通知をもとに、関係団体等に注意喚起を呼びかけております。内部の話になりますが、この通知を受けた衛生薬務課から私ども医務課、それから、各保健所に通知がなされ、同時に、県の医師会、病院協会、薬剤師会、官公立の病院協会、精神病の病院協会、それからこの器具を扱う医薬品の卸の協同組合といったところに注意喚起の通知を送ってあります。

安本委員　そのときこの通知が漏れてしまったところはどこですか。

山下医務課長　その当時あった６１病院には医務課から改めて通知しました。ただ、個別の医療機関につきましては、それまで医師会のほうから個別の各開業医には通知されると考えておりましたので、その部分については周知がされておりません。また、注意喚起の厚生労働省の通知が、医療機関等に対して周知をするようにという内容になっていたため、お恥ずかしい話ですが、県立大学などで使用例があるというのを当時認識していなかったものですから、市町村、県立大学、看護師の養成機関、老健施設等には具体的な通知を行っていないという状況です。

安本委員　そのときの厚生労働省の通知には、医療機関等だけではなくて民生機関ということも入っていたのではないですか。

山下医務課長　平成１８年３月の厚生労働省の注意喚起の文書の中には、民生部局のほうにも通知をするようにという内容が記されておりました。ただ、大変申しわけございませんが、当時は民生関係が所管するような施設でこの器具が使わ

れているということを想定していなかったものですから、民生機関については通知がなされておりません。

安本委員　このとき県が出した通知ですが、事務決裁区分というのがあると思います。通知等について、どこまで決裁を受けるかということが決められていると思いますけれども、衛生薬務課と医務課で、それぞれどなたが最終的に決裁をされたのか確認させていただきたいと思います。

山下医務課長　まず、衛生薬務課がそれぞれの団体等に通知を出す際には課長決裁であったと聞いております。私ども医務課から６１病院に通知を送った際には、総括課長補佐が決裁しております。

安本委員　今、手元にある山梨県の事務決裁規則の共通専決事項の、課長補佐が通知等で決裁するところを読みますと、本庁に係るもので軽易なものとあります。私はこのような命にかかわる重要な通知の判断はもう少し考え直していただきたいと思います。

さて、ことしの４月に島根県で不適正な使用があったということで、国は再度注意喚起を行うとともに、医療機関、それから市町村等への調査を行いました。この調査に基づいて、６月に、本県においても次々と不適正な使用が見つかったということですが、第一報で出てきたのが県の機関での不適正な使用です。指導的立場であるはずの県立病院、また県立大学でこのような事案が発生したということで、指導的立場であるということについてどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。特に北病院では、厚生労働省のこの通知が到達してからもそのまま使い回しがされていたということですけれども、どういうことなんでしょうか。

山下医務課長　まず最初に、こういった文書を扱う際には、軽易な文書の扱いではなくてというお話が先ほどありました。全くそのとおりでして、今回を反省材料として、このような通知に関してはしっかり重要度を認識して適切な対応をするようにということで、部長名で関係部署に周知をしたところです。今後は県民の命にかかわるようなことに関してはもっと慎重な取り扱いをしてまいりたいと考えております。

それから、県の機関において、複数人への使用があったということをどのように考えているかという問いですが、大変申しわけないとしか申し上げようがございません。本来、県立病院及び県立大学というのは、県民の皆様に適切な医療を率先して実践する、教えるという立場です。そのような機関でこのような事例が出ましたことは、冒頭部長が申し上げましたとおり、大変遺憾なことで申しわけないことだと思っております。ただ、県立中央病院におきましては、平成１８年３月に厚生労働省が注意喚起の文書を出す前に、平成１８年１月に、イギリスでの疑わしい事例の件について、担当する医師がいち早く情報を入手して、厚生労働省の通知前に使い捨てタイプのものにかえたということです。ただ、反面、県立北病院におきましては、平成１８年３月の厚生労働省の通知、それから改めて私どもから各病院に通知した以降も、複数人への使用を続けていたのが事実です。この原因ですが、注意喚起の文書が事務局のところでとまっておりまして、ドクターとか看護師といった、直接医療の現場で器具を使う方々に周知がなされていなかったというところが原因だと思います。今回の事案を反省材料といたしまして、各種通知については、先ほど申し上げましたように重要度を認識した上で慎重に

扱うとともに、ものによりましては、例えば通知の際に、通知文の上のほうに「要医療現場周知」といった文言を入れるなどの工夫をしてまいりたいと考えております。

安本委員　　県民が一番信頼できる、安心できる機関であってもらいたいと思います。調査結果の一覧表を見せていただいたんですけれども、中には対象者が特定できている施設もありました。対象者が特定できない場合に、相談検査を呼びかけるために施設名を公表したのであれば、対象者が特定されている施設まで施設名を公表するのは余計不安になるのではないかという意見もあると聞いておりますけれども、この点についてはいかがですか。

山下医務課長　　厚生労働省の調査の依頼を受けて、全国で調査をしました。本県もその調査をしたところです。そもそも厚生労働省が、対象者の特定の有無にかかわらず、複数人への使用が認められた施設については公表するという方針です。県としましては、県民に健康被害が及ぶ可能性があるような情報を入手した場合には公表することが県としての責務であろうと考えています。また、例えば対象者が特定されている施設を公表から除外した場合に、自分の通っている医療機関は名前が出ていなかったから、私は大丈夫だと思っていたところ、医療機関から直接電話があって、あなたがそうですよという話になった。もしくは、通っている医療機関名が出ていないから大丈夫だと思っていたら、一緒に通っていた知り合いのところには連絡があった。自分は連絡がないから大丈夫だろうと県民が思うということは、県民の不安解消にはつながっていないと思っていますので、対象者が特定した場合でも、すべての施設について名称を公表させていただいたところであります。

安本委員　　私もそう思います。調査の結果、特定できた場合でも、１施設で６００人というところが２ヶ所あったり、イベントは不特定多数で何人かわからないというような状況で、ほんとうに皆さん、不安になってらっしゃると思います。感染の可能性については少ないということですけれども、そういった不安に対応するために、県としてどのような対応をとられているのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

山下医務課長　　県民の皆様の不安ができるだけ解消につながるような方策としましては、実施した各病院等における相談の受付は当然として、県の関係各課である私ども医務課、健康増進課、それから衛生薬務課に相談窓口を設けると同時に、各保健所におきましても相談を受け付けております。それと同時に、実施した医療機関等に対しましては、対象者の皆様に対してしっかり説明をすることと事後の適切な処理をするように求めております。

安本委員　　無料で検査という話もありましたけれども、検査の費用はどこで負担をするんでしょうか。

山下医務課長　　第一義的には、実施した医療機関等の責任で検査等を実施していただきます。ただ、漠然とした不安を抱いている県民の皆様もいらっしゃいますので、保健所で無料で検査するシステムの利用を案内させていただいております。

安本委員　　最後に、再発防止策について伺いたいと思います。冒頭に申し上げました県民の安全安心の保障、健康・命を守るという点で、二度とこんなことがあっ

てはならないと思います。私も県民の方に、国から通知があったにもかかわらず、しかも器具にも使い回ししてはいけないとあったにもかかわらず、自分が器具を使い回しされたらどう思うか聞いたら、許せない、とんでもないことだと言っていました。それが県民の皆さんの思いだと思います。先ほどもありましたけれども、情報伝達については、医療現場に周知すべきことがマークされるということもいいことだと思いますし、どういったところに伝達をしなければいけないということも、もう一回詳細に一覧にして、この際ルールづくりをしていただけたらと思っているわけですけれども、県としての再発防止策についてお伺いしたいと思います。

小沼福祉保健部長　今まで医務課長のほうから説明を申し上げましたけれども、今回の問題は、情報の伝達がしっかりできなかったということが大きな原因の１つではなかったかと思っています。情報の伝達は、流すほうとともに受けるほうも、双方の問題意識がしっかりなされていないとうまく情報が伝わらないということです。このような県民の健康にかかわるような通知につきましては、ただ通知を出すということだけではなくて、医療監視などの指導の場での機会を通じて医療現場などにしっかりと伝えていく。

　もう一つは、先ほどもありましたけれども、文書の収受から発送まで、もう少しきめ細かにするということ。県民の命にかかわるような文書は、今までの前例にとらわれてそのまま出すということではなくて、一つ一つチェックをして、上司の判断を仰ぎ、それが的確に伝わる方法、また的確に対象を把握できる方法を、みんなで知恵を出してしっかり取り組まないとならないと思っております。今、部内でルールづくりをしておりますので、そういった取り組みを通して、今後このような事案が起こらないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。申しわけございません。

安本委員　　私も県職員でしたので、皆さんもこのような事案が起こらないように気をつけて業務をされていることは承知していますけれども、やはり惰性があったり、長い期間たってしまうと、このようなことが起こると思います。二度と起こらないように、災いが転じて福となるようにこの経験を生かしていただいて、徹底した対策を講じていただきたいと強く申し上げて私の発言を終わります。

棚本委員長　　委員長として一言申し上げます。県民の健康を守るべき福祉保健部をも含め、県内医療機関等において、このような使い回しが行われていたことはまことに遺憾であります。委員各位の意見を十分に受けとめ、今後は二度とこのようなことがないよう安全対策を徹底されるよう申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

（障害者自立支援法について）

清水委員　　平成１８年の４月から、障害を持つ方が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指した障害者自立支援法が施行されております。施行されて今日まで来ているわけですけれども、昨今の急激な制度の変更、そして利用者負担の増加、施設の経営が不安定など、いろいろと問題が生じてきている中で、制度の見直しを求める運動が全国的に今日起きております。このため国は、この法の円滑な実施に向けた対策、そして抜本的な見直しに向けた緊急措置を講じていると聞いておりますが、県の取り組みはどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

八巻障害福祉課長　平成１８年の４月に自立支援法が施行されまして、その後、さまざまな問題をとらえまして、平成１８年１２月に国では、特別対策を打ち出しました。その対策というのは、利用者の負担を少なくするということ、それから施設の経営を安定させるということです。当然利用者の負担が小さくなる分だけ公費負担が増えますが、それは県として応分の負担をさせていただいております。

それから、１１億３,０００万円の障害者自立支援対策臨時特例基金を設定しまして、先ほど申しました経営の安定化を図る事業をしております。さらに、先ほど先生がおっしゃった緊急措置ですが、これは平成１９年の１２月に決定されて、ことしの４月からさまざまな事業が実施されております。主に低所得者を対象としまして、利用者の負担を軽減する事業とか、施設の経営を安定させるということをしています。例えば、普通は、事業所の中で就労支援の訓練をしているのですが、それを企業に出ていって、さらにレベルアップした訓練をする。あるいは重度の障害者が入所する施設について補助金をアップするということをしておりまして、私どもはそれにつきましても、１１億３,０００万円の中で鋭意取り組んでいるところです。

清水委員　非常にありがたいことです。考えてみれば、障害を持っていることはその人にとっては大変なことでして、普通の人と同じような生活を求めているのが現状じゃないかと察せられます。障害福祉の充実ということは社会保障の原点であると思っております。そのようなことからも、障害者の自立支援法の抜本的な見直しが今後とも必要ではないかと考えますけれども、その辺はどうでしょうか。

八巻障害福祉課長　先ほど申し上げた特別対策にしましても、緊急措置にいたしましても、これは平成２０年までの経過的な措置でして、今後は、障害者自立支援法の抜本的な見直しが必要であると考えております。私どもとしましては、平成２１年度の国の施策及び予算に関する要望等におきまして、国に対して抜本的な見直しをお願いしたいと申し上げているところです。また、現在、国におきましても、与党のプロジェクトチーム等で見直しの論点を９つぐらい挙げて議論しています。その関係で、この７月あたりから各種団体とのヒアリング等が行われて、今後、具体的な議論がされていくと思います。それにつきまして私どもはしっかりと見定めていきたいと思っております。以上です。

清水委員　今の言葉のとおり、しっかりと、山梨県のためにしてもらえればありがたいと思っております。

（自殺対策について）

河西副委員長　少し暗い話題ですけれども、大変重要なことなので質問します。自殺についてお伺いしたいと思います。先ごろ発表された警察庁の調査によりますと、去年は、全国の自殺者が１０年連続して３万人を超えたということで、その中でも山梨県は全国で最悪というような状態だと聞いております。その内容をまずお聞かせ願いたいと思います。

八巻障害福祉課長　先日、警察庁が自殺者の発表をしました。山梨県は、平成１９年度に３４２人の自殺者がありました。これは山梨県人のみならず、山梨県に他県から来て自殺した方も入っております。その数字が、人口１０万人当たり３９ポ

イントと発表されました。一方、厚生労働省が発表しております人口動態調査というのがありまして、これもまたその少し前に発表されたわけなんですが、１９年度に自殺した方が２２５人、これは山梨県に住居を要する方のみです。これは一昨年の平成１８年の２４８人に比べて２３人減少しておりまして、一昨年の全国で自殺死亡率が全国で１０位だったものが、昨年は自殺死亡率は１８位ということで順位が落ちております。ということで、県内の自殺者は減っているというのが現状です。

河西副委員長　　それぞれ事情があるとは思いますけれども、特に健康問題が大きなウエートを占めているということで、その中でもうつ病対策が大変重要だと思いますけれども、今後、県はどのような対応をしていくのかお聞きしたいと思います。

八巻障害福祉課長　　自殺を考える人は、だれかに悩みや不安を話すことで大分悩みが解消して自殺を思いとどまることができると伺っております。そこで、私どもは先般、５月２９日に甲府駅前で街頭キャンペーンをいたしました。今日持ってきました「話してください、あなたの気持ち」（リーフレットを掲示）というリーフレットです。五十幾つの相談窓口を記載した一覧表が載っています。そして、下のほうに、自殺をする方が出すという幾つかのサインが書かれています。このようなものをお示しすることによって、県民の皆さんの見守りというものも育もうとしております。あと、自殺される方は、悩んだあげく、最終的にはうつ状態になって体のぐあいが悪くなるそうです。最初にかかる病院というのは内科だそうです。ですから、内科医さんのうつ病対応能力というのを向上していただいて、来た方で疑わしい方がいれば、精神科のほうへつないでうつ病を治していただくというようなことも考えておりまして、内科医のうつ病対策向上のための研修、あるいは山梨県では、従業員が１００人未満の個人企業の従業員さんの自殺が多いということですので、そういう会社や事業所へ保健所の職員とか精神科の医者が行って、いわゆる出前のメンタルヘルス講座というようなこともやってみようと思っております。また、９月１０日から１週間、自殺予防週間が始まるわけですが、この初日、９月１０日に文学館で命の大切さを訴える、あるいは県民のお互いの見守りを呼びかけるような取り組みもしていきたいと考えております。

河西副委員長　　去年の県内の自殺者が３４２人。その中で県外の方が全体の４分の１の８４人ということですけれども、大きな割合を占めている県外者の自殺対策はどのように考えておりますか。

八巻障害福祉課長　　先ほど申したとおり、山梨県は他県から来て自殺される方が多いということです。富士吉田市で、年間保護する方が１７０人くらいいる。１日に平均２回ぐらい出動するということですので、青木ヶ原の対策というのはやはり重要だと思っております。そこで、この６月２７日に、いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議の結成を保健所管内でしていただきました。メンバーには富士吉田市、鳴沢村、バスの関係、タクシーの関係、それから富士急行株式会社など、地元の方に入っていただきまして、一緒に今後の青木ヶ原対策を練っていくことをしております。今後、水際で思いとどまってもらうために、自殺が疑わしい方に声をかけるボランティアとか、ポスターなどをつくりまして、駅や車両の中に張ってもらって自殺を思いとどまっていただく呼びかけもしたいと考えています。

（児童虐待について）

河西副委員長　　ありがとうございました。よく言われておりますけれども、地球より重い命ですから、しっかり自殺防止に取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう一点、大変痛ましい話題ですけれども、児童虐待について、過日の新聞報道によりますと、本県の児童相談所が受け付けた児童虐待の相談件数は過去最高になったということですが、その内容等をお聞かせいただければありがたいと思います。

市川児童家庭課長　　平成１９年度の児童相談所で対応しました相談件数は３４０件で、前年度に比べまして３６件増え、対前年比では１１.８％増で過去最高となっております。一時保護等の緊急性の高いものや子供自身の問題だけではなく、親への対応など、複雑で困難な事案が増えております。また、その内容についてですが、主たる虐待者は実母が約半数を占めております。次いで実父、さらには実父母両方という状況になっております。また、虐待の種別では、保護の怠慢や拒否といったネグレクト、身体的な虐待というものが多く、次いで心理的虐待の順となっております。また、被虐待児の年齢の構成で見ますと、小学生が一番多く、次いで３歳から就学前、そしてゼロ歳から３歳未満という順です。なお、市町村で対応した相談の件数は、昨年度２４２件で、児童相談所分とあわせますと、全体では５８２件となりまして、昨年度に比べますと５１件減となっていますものの、６００件近い件数で、全国的に高い水準で推移している状況です。

河西副委員長　　児童福祉法の改正によりますと、平成１７年度から市町村も虐待の相談対応窓口となっていると思いますが、県としては、どのような支援をしているのかお伺いいたします。

市川児童家庭課長　　児童虐待相談を行います市町村が円滑に業務を行えるよう、市町村の担当者や家庭相談員等を対象として、相談の基礎知識を学ぶ研修や虐待事例に基づく個別ケースの検討、訪問調査の方法を疑似体験的に学ぶ実践的な研修を平成１７年度から実施しているところです。また、児童相談所では、地域の福祉・医療・教育などの関係機関で構成する市町村に設置する要保護地域協議会に対しまして、より効果的なネットワークのあり方や具体的な事例をもとに、児童や家庭を支援する方法などについて指導、助言を行っております。

河西副委員長　　この児童虐待というのは大変痛ましいことだなと思っております。大事な子供の命を守っていくということに関しては、早期発見、早期対応ということが大変重要ではないかと思っておりますけれども、このことについてどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

市川児童家庭課長　　児童虐待は外部から見えにくい家庭内で起こり発見がおくれる傾向にありますことから、子供が深刻なダメージを受ける前に所員の方々ができるだけ早く虐待の兆候に気づき、市町村や児童相談所に通告していただくことが重要であります。そのため、児童虐待防止に関するテレビＣＭの放映やポスター、パンフレットの配布等の広報・啓発活動を通じ、広く県民に児童虐待問題への理解と関心を深めていただくとともに、早期発見、早期通告の呼びかけを行っているところであります。また、早期対応といたしましては、児童相談所では、虐待の通報を受けてから１時間以内に状況を把握する会議を

開きまして、４８時間以内には家庭訪問を実施し、必要に応じて一時保護を行うなど、子供の生命・安全を最優先とする取り組みを行っております。

河西副委員長　　次代を担うかけがえのない子供たちです。児童虐待は大変重要な問題でありますので、ぜひ今後ともしっかり虐待防止に向けて取り組んでいただきたい。質問を終わります。

（後期高齢者医療制度について）

安本委員　　では、２点ほどお伺いさせていただきます。まず初めに、長寿医療制度、後期高齢者医療制度についてお伺いします。さきの本会議の代表質問で、今回の保険料の額の変化に関する厚生労働省の調査について質問がありまして、知事から、山梨県の場合は全国平均６９％より１３％上回る８２％の世帯で、国保当時より後期高齢者の保険料が軽減される結果となっているという答弁がありました。結果についてもう少し細かく伺いたいのですけれども、この厚生労働省の調査はモデル世帯が決められていまして、世帯構成が、７５歳以上の単身世帯、夫婦ともに７５歳以上の世帯、また片方が７５歳、そして子供さんとの同居世帯という４つのモデルと、所得については、夫婦とも７９万円の基礎年金の受給、そして厚生年金世帯では、夫が２０１万円の厚生年金で奥さんが基礎年金、それから夫が４００万円の厚生年金で妻が基礎年金という４世帯類型、所得３類型の調査だと伺っております。今回の調査の中で、高所得世帯は別として、基礎年金世帯と厚生年金世帯について、旧制度と比較して、現行制度で保険料が減少している市町村の比率についてお伺いします。

山本国保援護課長　　先般の国の調査ですが、７９万円の基礎年金受給世帯である７５歳以上の単身世帯、また夫婦ともに７５歳以上の夫婦世帯及び夫が７５歳以上で妻は７５歳未満の夫婦世帯では、２８市町村すべて、１００％が減少となっております。７５歳以上の親が子供夫婦と同居する３人世帯ですが、これは２１市町村、７５％が減少となっております。２０１万円の厚生年金受給世帯に関連しましては、７５歳以上の単身世帯、夫婦ともに７５歳以上の夫婦世帯及び夫は７５歳以上、妻は７５歳未満の夫婦世帯では、２６市町村、９３％が減少しております。７５歳以上の親が子供夫婦と同居する３人世帯では、１６市町村、５７％が減少しております。

安本委員　　この調査結果について、現実と乖離しているのではないかという意見も出されておりますけれども、私はこの制度について、県下約２０会場で説明をし、質問も受けてきましたが、この調査結果は実態を反映していると思っています。保険料が上がったと言われるのは、子供さんと同居しているところがほとんどです。長寿医療制度は説明が足りないということですけれども、これから増大する老人の医療費をどうするか、財源が足りないから高齢者の方にも負担していただくということだけが先行しているのですけれども、もう一点見逃してはならないのは、これまでの旧制度は市町村で保険料に格差があった、その格差が是正され、均衡化していることにもなっているということももっと説明してほしかったと思っているわけです。今回の調査で、国保の保険料の額も出ていると思いますが、旧制度の市町村格差は倍率がどれぐらいあったのか、参考に基礎年金の単身世帯では、一番高いところと低いところでどれぐらいの差があったか、金額と一緒に教えていただきたいと思います。

山本国保援護課長　基礎年金の単身世帯につきましては、一番低い市町村が１万８,５００円、一番高い市町村が５万２,９００円と、３万４,４００円の差があり、約２.８倍の格差となっております。

安本委員　このような市町村の格差も是正されたということをしっかりＰＲできればよかったと思っています。

それから、今回の長寿医療制度では、７５歳以上の線引きの妥当性についてさまざまな意見が出ていて、もとに戻せという声もありますが、今までの旧制度における老人保健制度の年齢の区切りはどのようになっていたのかお伺いします。

山本国保援護課長　対象年齢につきましては、平均寿命が伸びたということがありまして、平成１４年７月に老人医療保険制度が改正された時点で７０歳でしたが、平成１４年から５年間かけて１歳ずつ上がりまして、平成１９年１０月の時点で７５歳となっております。

安本委員　もとに戻しても７５歳ということで私は承知しているところです。当初の不手際もあって、皆さんは非常に不安に思っていて、保険料が上がるものだと思い込んでいて、私は安くなると言われたけど市町村から通知が来て見たら上がってるよと言われたこともありました。今まで幾らだったのですかと聞くと、月１,５００円でしたと。今回幾らになったのですかと言ったら、１,９００円と書いてあると。それは年金から特別徴収されるので２カ月分ではないですかと言ったら、ああ、そうだ。９５０円になったんだと。最初に潜在的に高くなるという意識があって、そのような誤解をされた方も多かったのではないかと思います。説明不足と言われていますが、ほんとうに説明を丁寧にしなければいけなかったと思っています。制度について県に聞くと、広域連合に聞いてくださいとか、市町村に聞いてくださいと言われると。確かにそうなんですけれども、県のホームページはあまりにも簡単過ぎる、内容がないというような意見もありました。せっかく県のホームページにアクセスしてもらっているので、このような内容については市町村の広域連合に聞いてくださいとか、保険料の算定などについては市町村に聞いてくださいとか、それも窓口の電話番号ぐらいは最低でも載せていただきたいと思います。県民の皆さんは県を頼りにされていると思いますので、丁寧にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本国保援護課長　私どものほうに保険料の問い合わせが来るケースがありまして、保険料の仕組みや、制度そのものについては、私どもも一生懸命説明させていただくのですが、私の保険料が幾らになるかという具体的になりますと、どうしても市町村とか広域連合へ回さざるを得ないということで大変心苦しく思っております。しかし、制度の仕組みや趣旨等につきましては、相手が納得して、電話を置くまでしっかり説明はいたしているところです。私もホームページを見ましたら、ほかにリンクするような形ばかりとっておりますので、今後、広域連合ともよく話し合う中で、もう少し充実したホームページにしていきたいと思います。

（原油高騰対策について）

安本委員　よろしくお願いします。それでは、２点目ですけれども、原油高騰対策に

ついてお伺いしたいと思います。この委員会でいいのかどうかと思っているのですけれども、私は２月議会で、県が１月９日に原油高騰対策を取りまとめて実施をしたことに対して、これはこれとして長期化しているので、緊急対策だけでは対応できないことがある。もう少し県民の皆さんの要望を聞いていただいて、県でできなければ国に要望するとか、また県でできる部分については、さらに強力に対策をとっていただきたいという質問をさせていただきました。知事からは県民の皆さんの要望を的確に、迅速に把握して国へ要望し、また県としてできることがあれば充実・強化していくということで答弁をいただいたところです。県土整備部においては、公共事業における資材価格の高騰対策ということで、今まで記載されていた単品条項が適用されたことはないのですけれども、これを国が適用するということで、６月１３日だったと思いますけれども、県も発動することを決めております。また、先日の本会議でも、農政部で酪農の飼料高騰に伴う支援措置についても取り組むという旨の答弁がなされております。私は２月議会のときに、福祉の関係、福祉施設で送迎をする車のガソリン代がぎりぎりのところまで来ているので、そういったことに対する助成はできないかと言ったわけですけれども、６月２６日、国のほうも原油価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議が開かれまして、新たに国民生活への支援ということで、地方自治体が自主的な取り組みをする場合に、特別交付税の措置をするというような発表をしています。今までは生活困窮者に対する福祉灯油というのがメインだったと思いますけれども、新たに社会福祉法人等に対する福祉ガソリンの支援や、福祉施設、公衆浴場に対する助成、それから、これは教育委員会関係ですけれども、学校給食にかかる保護者負担の軽減というのもあります。これは地方自治体がやるものについての特別交付税の支援ですので、県とか市町村がやらなければ助成にならないわけですけれども、今、この点について、福祉保健部ではどのようなことを考えられているのかお伺いしたいと思います。

杉田福祉保健総務課長　　福祉ガソリン支援の関係ですけれども、福祉施設に対する支援としましては、従来から民間社会福祉施設振興資金貸付制度というのがありまして、必要に応じまして運営資金等の貸し付けができるようになっております。原油価格等の高騰に伴い、冷暖房費や、燃料代が増大して運転資金が必要となった場合も貸し付け対象となっています。基本的には、この貸付制度を活用していただきたいと考えておりますが、今般、先生がおっしゃいましたように、このような緊急対策が国から示されましたので、県内の福祉施設の実情をよく把握する中で、必要であれば検討してまいりたいと考えております。

安本委員　　福祉施設のほうの意見もよく聞いていただいて、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。以上です。

（医師確保対策について）

鷹野委員　　医師確保対策ということでお伺いしたいと思います。既にチャレンジミッションで５つの方向性が示されておりまして、医師修学資金、ドクタープール、臨床研修病院の説明会、医学生・医師への情報提供、医学部進学セミナーと、それぞれあると理解しております。その中で大変なご努力をいただいて、大学のほうへ出向いて医師確保ということをやっていると聞いておりますが、現状、実績を踏まえてどんな状況かぜひお願いしたいと思います。

山下医務課長　　医師確保対策につきましては、県としましても、あらゆる政策を展開して

努力しているところですが、まず将来的な医師の確保という観点から言いますと、ことしの４月から山梨大学の医学部の定員を従来より１０名増員していただき、１００名から１１０名になりました。来年はさらに５名増員して１１５名にしていただくという方向でお願いをして、国に申請をしているところです。また、ことし１１０名になりました定員のうち、地域枠ということで３０名の地域枠を確保していただきました。地元から梨大の医学部に優先的に入れる方々の枠を３０名確保したということで、あわせてこれらの方々を対象に、一定年数地域での医療に従事することを条件とした奨学金の貸与制度を昨年から創設しました。このようなことから、将来的な医師確保ということにつきましてはそれなりの成果が出たかなと思っておりますが、医学部に入学されて、一人前のドクターになるには１０年ほどかかるということです。

現実的な今の医師不足に対する政策というのはどうかということですが、山梨県にできるだけ多くの臨床研修に来ていただきたいと思っています。県内に臨床研修の受け入れができる指定病院が８病院あります。その８病院と県が一緒になりまして、臨床研修医の受け入れをいかにするかという協議会をつくっております。また、実は来週、東京ビックサイトで臨床研修医募集のマッチングフェアというのがありまして、それに８病院と県が協力して出向いて、全国の医学部の学生に対して、ぜひ山梨で臨床研修を受けてくださいという説明会を開催するところです。もう一つ、既にドクターになられている方々を山梨県に引っ張ってくるという施策の中で、ドクタープール制という事業を展開しているところですが、これにつきましては、ご承知のとおり、努力はしておりますが、何せ全国的な医師不足の中で具体的な実績というのが挙がっていないのが実情です。医師の派遣につきましては、先月だけでも、都合４回ほど都内の大学等に出向いて、大学の附属病院の院長や各診療科の教授等にお願いをしてきたところですが、今のところ、具体的な実績につながっていないというのが現状です。申し訳ございません。

鷹野委員　日本全国同じような状況で、北から南まで、各県が競争して医師確保に取り組んでいるのが、インターネットの情報などを見ますとほんとうにわかります。そんな中で、これは提案ですけれども、各県の状況を見ますと、眠っている資源、要は女医さんで、子育てということでリタイアした方がいる中で、各県がそれに向けてターゲットを絞って即戦力にしています。また、復帰するにつけても、機材も１年か２年すると新しくなったりするようですから、研修制度を設けたりとか、また子育て中ということであれば、勤務体系も、朝９時から夕方５時までにして、それ以外は別の医者にカバーしてもらうといった、何らかの施策展開をしているようです。よって、実態調査をした中で、女医さんがどのように埋もれているのか、また、復帰ができるのであればどういう環境づくりが必要なのかということに、ぜひ取り組んでいただきたい。将来的な部分は担保されつつあるわけですけれども、今現実として必要な部分をどうするかを、ぜひご説明いただけますか。

山下医務課長　現在、山梨県の中に医師免許をお持ちの方が１,７５２人ほどいらっしゃいまして、そのうち女性の方が２５５名いたと思います。パーセンテージで、大体１４.５ぐらいだったと記憶しております。それらの女性医師のうち、結婚とか出産、子育てをされるということで、４０歳未満の方々を見ますと、２５５名のうち１４０名弱だったと思っております。また、昨今の医学部の入学の学生さんのうち、3分の１近くを女性が占めてきているというお話も

ございますので、先生のおっしゃるとおり、女性医師に対する対策というのが今後重要になるだろうと思っております。先生ご指摘のとおり、まずは女性医師の勤務の実態とか、結婚、出産、子育ての間、どういう勤務形態であれば将来的にも続けられるのかというようなことについて、率直なところを調べまして、今後、施策で何か生かせるものがあったら展開していきたいと思っております。今後、病院の勤務医の方々の集まり等がありますので、そのような会と連携しながら女性医師の意識とか勤務実態といった点について調査をしてまいりたいと思っております。

鷹野委員　　即効性がある対応が迫られていると思います。女性の貴重な人材を活用できる体制ということで、実は隣の長野県も調べたところ、女性医師就業に関するアンケートというのをやっておりまして、よその県もやっているということは、こちらもおくれをとらないことが必要かと思いますので、その辺も含めてご答弁いただきたいと思います。

小沼福祉保健部長　　先ほど医務課長からもご説明申し上げましたけれども、中長期的にはある程度確保できると思っていますが、今のこの現状をどうするかというのは非常に困っているところです。汗は流しているけれども、なかなか成果に結びついていないという状況でして、今の鷹野委員のご意見は非常にいいご提案ですので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

主な質疑等　　教育委員会関係

※第７９号　　平成２０年度山梨県一般会計補正予算第１条第２項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第２条繰越明許費

質疑

（やまなし学校応援団育成事業費について）

安本委員　　教３ページの、地域教育推進事業費、新規事業のやまなし学校応援団育成事業費についてお伺いさせていただきます。本会議の方でも答弁がありましたけれども、この事業は地域の教育力を生かすということと、学校の方でも非常に先生方が忙しくなっているという部分を地域で補完する、という説明があったわけですけれども、県の役割、市町村の役割、学校とのかかわりというようなことで、もう少し内容について教えていただければと思います。

大堀社会教育課長　　地域の子供は地域で育てるということが原則で、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進めるということが求められています。この事業は、その体制づくりをするために、県としては全県の取り組みについて協議するやまなし学校応援団育成協議会を設置し、市町村と連携して地域コーディネーター及び学校支援ボランティアの養成を進めます。また、市町村への広報、事業成果の普及・啓発をする中でこの事業の意義を広めていきたいと思います。市町村では行政職員、学校職員、ＰＴＡ代表者、公民館長等からなる実行委員会を組織し、地域コーディネーターや、いわゆる全体の学校応援団の活動をバックアップする体制を整えていきます。

安本委員　　　　　私の入手している資料ですと、今まで個々にクラブ活動の指導員や、学習の支援員、通学・在学時を見守る支援員が学校と連携をとりながらやってきた。そこに今回、地域コーディネーターを置いて、その方を中心に、その方が地域のさまざまな分野で学校支援をしてくださる方との間に入って学校との連携をとっていくという事業だと聞いておりまして、非常にいい事業だと思います。今後、これについては、市町村の方でも協議会をつくられて進められていくということですけれども、これからどのようなスケジュールで進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

大堀社会教育課長　今年度につきましては、年度途中ですので、できるだけ早く学校応援団を立ち上げまして、実際に学校に入っていただく。また、今年度は、この取り組み自体が新しいので、いろいろなところにお願いして研究を進めていっていただきたいと思っております。また、県では市町村と連携して地域コーディネーターや学校支援ボランティアの研修を、それぞれ３回程度開催いたします。また、来年度につきましては、市町村へ成果の普及・啓発をしまして、この事業は、今の予定では国では３年間を計画していますので、その３年のうちにすべての市町村に地域の学校を応援するという仕組みを整えていきたいと考えております。

安本委員　　　　　最終的には全中学校単位にということですけれども、今年度は６校ぐらいと伺っています。私は一番大事なところは、地域コーディネーターの人選ではないかと思います。この方の力量によって、この新しい事業が成功するも失敗するもあるのではないかと思っております。やりたい人が大勢いるのか、全くいないのか、やってみなければわからないのかもしれないですけも、ぜひ人選については、適する人がきちんと選ばれていくように、ある一定方向に偏ったようなことがないようにというのは少し語弊があるかもしれませんけれども、人選のところは慎重にやっていただきたいと思っております。団塊の世代の方が退職されて、いろんな技能とか知識とか経験を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、本当にいい方の人選をお願いすることが、この事業がこれからも全県下に広がっていくことに繋がると思いますので、人選についてお伺いしたいと思います。

大堀社会教育課長　地域の教育ということで、まず人づくりをするわけですけれども、そこにかかわっていただく人というのがやはり何よりだと思います。地域のさまざまな人材や団体をまとめるということが求められるコーディネーターの方がキーではないかと思っておりますが、これまで地域で活動してきた、例えば教員のＯＢとか、ＰＴＡの役員経験者、それから警察官などいろいろな組織に加わって活躍されてきた方で、学校と地域の実情をよく知っている人材がふさわしいと考えております。市町村でも、実行委員会等、呼び名はいろいろあるかと思いますけれども、組織を立ち上げて、その中で大勢の目で最終的には人選をしていただくと思いますし、また教育事務所、市町村が一丸となって、支援する体制づくりに取り組んでいきたいと思っております。

討論　　　　　　　なし

採決　　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願 20-4 号　教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

意見

清水委員　請願２０－４号につきまして、採択で意見を申し上げます。次代を担う子供たちに教育の機会均等を与え、教育水準の維持・向上を図ることは極めて重要であります。そのために、国が確実に教育予算を確保することが必要です。よって、採択をお願いいたします。

討論　なし

採決　全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（教員の時間外勤務について）

岡委員　先ほど安本委員からお話がありましたが、教職員は非常に多忙な情勢だと多くの方が認識しているわけです。テストを持ち帰って点数をつけたり、あるいは子供たちの夜間の行動に対して指導したりというようなことを含めて大変な状況にあると聞いております。教育委員会は教職員の正規の時間外の勤務についてどの程度認識をいたしているのか、お伺いしたいと思います。

佐野義務教育課長　平成１８年度に文部科学省で教員の勤務実態調査の報告を行っております。それによりますと、調査期間は約１年間ということですが、調査学校数が全国で、小・中学校が３６０校、教職員数が４万６,０００人、高等学校におきましては１２０校で１万５,０００人となっています。概略としてこのようなことが述べられております。まず、１日当たりの教諭の残業時間は、平均で約２時間、１カ月当たりに概算いたしますと、約３０時間を超える残業時間とされております。それから、中学校は、部活動指導のために、小学校よりも残業時間が長いということ。教職員の中で一番忙しいのは教頭先生で、これも概算ですが、教諭よりも約１時間程度残業時間が長いという結果が出ております。夏期休業中の残業時間につきましては、２０分程度ということになっております。それから、デスクワーク的な事務負担が多い、ということが出ております。

滝田高校教育課長　高校につきましては、特に比較して時間外勤務が長いということはありませんが、その報告の中には部活動等にかかわる時間が、小学校よりはもちろんですが、中学校よりも長いと出ております。

岡委員　平成１８年度に文科省が調査をしたということですが、県の教育委員会としては、そのような実態調査はやったことがおありなんでしょうか。特に義務教育関係で、小・中学校を中心としてご答弁いただきたいと思います。

佐野義務教育課長　先ほど申したとおり、平成１８年度に調査が行われておりますので、県といたしましては、文科省の調査結果が最新のものと心得ております。したが

いまして、この調査を利用させていただきたいと思っております。

岡委員　　端的に言いまして、この文科省の平成１８年度の調査は４０年ぶりだと言われているわけです。１９６６年に調査をして、２００６年を対象として２００７年度にまとめられているわけですね。つまり、４０年ぶりの調査であり、この間、先生方が非常に忙しくなったことは私なりに承知しているんですが、教育委員会ではどの程度承知しているんでしょうか。その辺お聞きします。

佐野義務教育課長　　勤務につきましては、各地区担当の管理主事が年に２回学校訪問をしておりまして、各学校の勤務状況につきまして、校長を含めて本人にも直接面談を行っております。その中で、さまざまな情報は逐一、集めております。そこで聞く話の中では、昔と比べますと、勤務状況が大変忙しくなってきたという声はあると聞いております。

岡委員　　私も若干ＰＴＡにもかかわってまいりましたし、いろいろな対応をさせていただいた経過の中で、私が承知しているのは、１９６６年の段階では、大体、月８時間ぐらいの超勤と言われていたんです。課長からのご答弁の中では、今、小学校で１カ月３０時間、中学校ではそれ以上だと言われているわけです。中学校は３４時間ぐらいだという文科省の調査結果が出ているわけで、いずれにしても、前回調査に比べて約４倍の超過勤務がなされているということです。ただ働き、サービス残業という言葉もあるわけですが、教職員が家庭をも犠牲にしながら点数づけをしたり、あるいは不登校の生徒や、夜間徘徊する子供たちを探し歩く先生方の姿というのも私は存じ上げているわけです。管理主事の面談の中でもそういう問題は出てきたはずだと思うんです。１９６６年当時の８時間という時間外に対して４％の手当てがついた。現状もついているはずですが、その４％がずっとそのままで推移しているというところに私は問題があるのではないかと感じるわけでありますけれども、それについての考え方はいかがでしょうか。

飯窪福利給与課長　　今、ご質問にありました教職調整額のことですが、ご指摘どおり、現在は給与月額の４％を支給しているという状況です。平成１９年３月の中教審答申の今後の教員の給与のあり方についての中で、教職調整額の見直しということについて言及されております。今、岡先生のご指摘にもございましたが、勤務実態調査の結果などを参考にして、現在、文部科学省の方で教職調整額の見直し等に関する検討会議を開き、今検討しているところです。したがいまして、県教委といたしましては、国のこのような動向を見ながら、教職調整額の見直しについてどのように対応していったらよいかという判断をしてまいりたいと考えております。

岡委員　　私は、次代を担う子供たちを教育する先生は、それなりの人材が必要だと感じます。たまたま身近な方が、生きた英語を教えたいということで、夢と希望を持って中学校の教諭に就職したわけです。そうしたら、入って４月、５月はよかったけれど、６月、７月になったら、夜間、不良少年、少女を見つけ歩いたり、その他いろいろと、本来の授業とは全く違うことのほうが多過ぎて嫌になってしまい、結果的にその先生は小学校の方へ移ったということがあります。やはり希望に燃えて就職された先生方を失望させるような学校現場であってはならないと思います。非常に過重な労働を強いられている

現場の方々に、４０年前の４％でいいという考え方というのは、私は考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

飯窪福利給与課長　先ほど申し上げました検討会議の中でも、さまざまな意見が出ておりまして、まとめてみますと、大きな意見としては、１つは４％一律支給の見直し、これについては時間外を多くする先生とそうでない先生との差があるだろうという考え方です。それから、４％の支給率を上げる、これは調査結果の意見ととらえることができます。それから、一般の公務員と同じように時間外勤務手当を支給するという考え方も出ているというところでして、今、意見がいろいろ出ていて試行錯誤しているという段階ではないかと思います。文部科学省の方では、平成２１年度からの実施を目指していたわけですが、それが、平成２１年度以降という言い方に変わってきていますので、今後、もう少し検討会議が続くのではないかと推測されます。

岡委員　やはり優秀な教諭を確保するためにも、教育委員会として、それなりの対応の仕方が必要だと思うわけです。国は文科省をはじめ、中教審等々で検討しているわけですが、本県の教育委員会、教育長を含めて、それなりに教職員の期待にこたえられるような対応が必要かと思いまして、最後に一言考え方をお願いします。

佐藤教育次長　教員の給与につきましては、すぐれたものを採用しなければならないということから、一般の公務員よりは優遇された給与体系にはなっております。それに加えまして、時間外にも教員は絶えず研修に努めるということで、日ごろから、学校の勤務時間にとらわれない部分での仕事が発生しているという部分が、教職調整額という形での評価となっております。一方で、国の動きとしまして、行財政改革という流れの中で、人件費についても非常に厳しい状況で、文部科学省の動きとしては、できるだけ教員の給与についてはこれまでの水準を保つことができるよう、教員の勤務実態の調査といったきちんとしたデータをそろえているのではないかと考えられます。本県におきましては、日々、一生懸命頑張っている教員に対して、日々の仕事の負担をできるだけ軽減していくということが大切かと思います。その１つの方策として、先ほど採決いただきました学校応援団育成事業、これは学校の教員の負担感を少しでも軽減していくというためにも、地域の力をできるだけ活用しながら、学校の日々の活動に地域の力をお願いしていこうというような期待を込めた事業でありますので、しっかりとやっていくという形で、頑張っていただいている教員の方たちにできるだけ報い得るよう努めていきたいと考えております。

岡委員　今のご説明の中で教員は優遇されているとご答弁いただきました。しかし４０年間この間超過勤務に対する手当は変わらない。４０年前はそれでよかったのかもしれませんが、今現在は3倍以上も時間外が増えているわけですね。それに対する対応は何もされていない、それで優遇されていると思いますか。

佐藤教育次長　少し補足でご説明させていただきますと、先ほど申し上げました優遇されているという部分については、教員の基本給のところでして、人材確保法で、公務員の一般職の給与より高めに設定されています。優遇と申しましたのは、

あくまでもそこの部分についての話です。

岡委員　　人材確保法の関係は、給与体系の中に出てくる当たり前のことですね。だからといって、いくら超勤してもいいということにはならないのではないですかね。私はそう感じています。私は将来を担う子供たちの育成をする、あるいは教育をするための先生方は、優秀な先生方をそろえないといけないと私は思うわけです。そのためにも、給与体系がいいんだからそれでいいじゃないかということではないと思っています。あらゆる面で対応を考えてやらなければいけない、それが教育委員会じゃないのかと私は思っています。教育委員会の方で、もうやることはやってあるからみんなどんどん仕事しなきゃだめだよという言い方ではいけないと私は思うんです。私はもっと血の通う教育行政が必要だと考えます。答弁は要りません。

（日本語指導の現状について）

鷹野委員　　まず、日本語指導の現状ということで、現在は４０数年前にはなかったような状況で、外国の方が小・中学校の中に増えていまして、資料をいただいたところ、県内に７５１人いるということですが、この状況を踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒がどのぐらいいるのかまずご質問いたします。

佐野義務教育課長　これは平成１９年度の資料ですけれども、いわゆる外国籍の児童生徒数は、全体で７５１名。小学校が５６８名、中学校が１８３名です。その中で日本語の指導が必要な児童生徒につきましては３１２名となっております。

鷹野委員　　特に県内でも地域によっては非常に多い地域もあると聞いておりますが、その辺について地域特性も踏まえて、国籍によって言葉も当然違いますので、その辺の状況もお願いいたします。

佐野義務教育課長　鷹野委員のご指摘のとおり、地域バランスがございまして、特に鷹野委員の地元の中央市、昭和町につきましては、１７６名という多数の外国人の子供が在籍しております。ちなみに、平成２０年度につきましては若干増えておりまして、今現在、１９２名となっております。中央市では、小学校１１２名、中学校４１名、昭和町では、小学校３２名、中学校７名という数になっています。バランス的に申しますと、甲府地区でも、いわゆる西部の地区でやや数が増えております。あと、南アルプス市で若干多くなっているところがございます。

鷹野委員　　日本語指導をされる先生が１８名と聞いておりますが、まず１点目は、日本語指導をする先生はどういう基準で選定されて、どういう形で充足されるのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

佐野義務教育課長　県下では１７校で１８名の教員を配置しております。国費で１７名、県単独で１名で、全体で１８名です。この教員につきましては、毎年、外国人児童生徒研究協議会の中で指導のあり方について研修を行います。文科省の研修もありますので、それらを活用して、日本語指導に対するエキスパートをつくるように県としては指導しております。また、センター校を各地区に設けまして、そのセンター校の中で先生方が、センター校以外の学校を幾つか分担して受け持ちまして訪問指導という形をとっております。

鷹野委員　　そういう形で研修されているかとは思うんですが、日本語を指導する先生が、コミュニケーションも含めてほんとうにすべてを理解して指導できる体制があるかというと、何か足りないんじゃないかなという部分が多分あると思うんです。その辺、特に通訳というものが必要な状況が各学校であると聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。

佐野義務教育課長　　ご指摘のとおりでして、日本語指導が必要な児童生徒が、さっきも申したとおり３００名以上いるということで、まず日本語を教えるということが必要になってきます。その際、本人だけではなくて保護者も実は日本語がしゃべれないわけです。したがいまして、通訳を派遣して、その通訳を通していろいろな指導をしていくということを行っております。県としましては、母語のわかる通訳者を派遣する教育相談事業を行っております。これは年間２０回程度ですけれども、１回が２時間という制度です。それから、市町村におきましては、特に中央市はそれに大変力を入れていただいておりますけれども、通訳の方を市独自で雇っていただきまして、相談事業をしていると聞いております。

鷹野委員　　確かに、平成１７年ですか、通訳を年間２０回、県の事業としてご配慮いただいているようでありますけれども、活用が不十分というか、通訳者の役割が非常に重要であるにもかかわらず利活用されていないように思われます。また、通訳者も、資料を見ますと、ポルトガル語とか中国語、ハングル語、スペイン語、英語、その他とあって、非常に多国籍的な言語を必要とする中で、通訳者というのがほんとうに現状の中で活用されているのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

佐野義務教育課長　　各学校の実態がさまざまでして、例えば１校に３０人、４０人といる学校ですと、１名でも、束ねて指導ができるわけです。ただ、それが分散しておりますと、なかなか学校によってはそういうことができないところもあるわけです。県としましても、このような事業をやっていますということは研修会の中で紹介して、宣伝活動を行っております。しかしながら、手続き等が面倒なのか、去年を見てみますと使っていただけなかったということがございますので、ますますこれからも広報活動して活用をお願いしたいと思っています。それから、市町村の方には、通訳の活用に力を入れていただきたいということは重ねてお願いしております。

鷹野委員　　今まで日本語指導による先生、また通訳という形で話を進めてきたんですが、具体的に授業の中で子供たちを相手にするとなると、教材や、コミュニケーションをとるためのものが、非常に薄いというような印象があるんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

佐野義務教育課長　　これは文科省におきましては、ＪＳＬプログラムと申しまして、日本語の日常会話ができる子供につきましては、教科別のプログラムがあります。その中には、いわゆるユニットという、いろいろな活動についてのプログラムがありまして、それらを活用できるわけなんです。しかしながら、日本語がまだ十分でない子供につきましては、そこまでいかないところがございますので、現場でも難しいところがあるのではないかと思います。県でも、ポルトガル語、中国語など、簡単な基本的な会話ができるようなテキストを過去につくってありますので、それらを使っていただくことを通して指導してい

けたらと思っております。

鷹野委員　　やはり先生の負荷が大きいんです。例えば、聞いたところによると、あした水着を持ってくるようにという話をすると、通常であればスクール水着を持ってくるところを、何を勘違いしたかビキニを持ってきたりする。言葉のやりとりができない中で、文化、生活感も違いますから、その辺が先生方の負荷になっている部分が非常に大きいと思うんです。多文化共生という中で、必要性があると理解しておりますので、学校の中でコーディネート役の先生を置けということではなくて、コミュニケーションがとれる体制をつくっていただきたいと思っております。それについていかがでしょうか。

佐野義務教育課長　　文科省の研修等に行っていただく先生につきましては、日本語指導のベテランの方に行っていただきまして、その方を中心として各学校に波及していくようにしていきたいと思っております。各センター校におきまして、日本語指導をする先生方についても、例えば持ち時間数を学校の中で減らすようなことをして、外へ出やすいような体制をつくるということもしております。そのような人的な部分や物理的な部分について、さまざまな面で工夫しておりますので、今後、ぜひうまくいくように頑張っていきたいと思っております。

鷹野委員　　国は移民政策というか、国家プロジェクトでよそから移住者を増やすというんじゃなくて、地元の中で、地域と密着した中で外国の方に地域に根ざしてもらって、それをうまく少子・高齢化の中で活用していくということも考えているようでありますから、小さいころから地域の中でかかわりを持つことが大切だと思います。外国の方は法律的に義務教育を受けるということになってはおりませんけれども、これから先を見越した中で子供たちの地域でのあり方を、また非行につながらないような、なおかつ次の社会環境づくりの中でも活躍していただける人材づくりということも踏まえて、改善できるものがあれば、日本語教育の先生を増やしたり、通訳を増やしたり、またコーディネートする環境づくりもしていくということが必要かと思います。そんなことを踏まえて、教育長、最後に締めくくっていただきたいと思います。

廣瀬教育長　　国際化の中で外国の方が増えているという状況は承知しております。市町村の教育委員会等の協力を得ながら、外国の方々が、日本の風土の中に溶け込んで、同じように学ぶ機会が与えられるような支援をできるだけしていきたいと思っております。

（豊かな体験活動推進事業について）

河西副委員長　　新しい学習指導要領は、言葉や体験を大変重要なものと強調していると思いますけれども、最近の子供たちは、塾通いや習い事が大変忙しかったり、また遊びといっても、家の中でコンピューターゲームと、あまり自然の中に行って仲間たちと出かけたり、家族と出かけたりということがなかなか少ないような気がしています。そんな中、私の住む中央市では２つの学校が豊かな体験活動推進事業で県や国からの指定を受けまして、今実際に研究をしているわけですけれども、学習指導要領でも示しているように、ぜひ学校でもこのような自然体験、社会体験ということを積極的に推進していただけると、子供たちに生きる力がしっかり身につくのではないかと思うんですけれども、この事業の内容をお聞かせいただきたいと思います。

佐野義務教育課長　今、河西副委員長のお話にありましたように、新しい学習指導要領の中では、発達段階に応じまして、集団的な宿泊、自然の体験、職場体験を行うことがとても大事だということを言っております。そこで今年度は、文科省の委託の事業といたしまして、命の大切さを学ぶ応援プロジェクト推進事業、これは世代間の交流とか動植物の育成等を通しまして命について学ぶ、というものです。それから、高校生生活奉仕活動推進事業は高校生が社会奉仕活動を行うという事業です。農山漁村生活体験事業は都市と農山漁村の交流を行う事業です。そして、仲間と学ぶ宿泊体験活動推進事業、これは長期宿泊体験を行う中で、集団の一員として自覚を持つという事業の、４つの事業を行っています。特に、農山漁村生活体験事業は文部科学省と総務省、それから農林水産省の３省が連携して行っているプロジェクトです。文科省を含め、体験学習につきましてのいろいろなプロジェクトに取り組むことを行っております。

中央市の２校につきましては、命の大切さを学ぶ応援プロジェクト推進事業、これは玉穂中学校だと思います。それから、農山漁村生活体験事業、これは田富南小学校だと思います。この２校が推進校ということで先行していただいております。今後も県としましては、生活体験の促進・普及・調査研究ということで、体験活動推進協議会を設けまして、自然の中での長期の宿泊体験とか、社会奉仕体験、それから職場体験といったさまざまな体験活動を行っていきたいと思います。それらを通して、社会人としての資質をつくっていきたいと考えております。

（総合型地域スポーツクラブについて）

河西副委員長　次代を担う本当に重要な子供たちでありますから、机上の学習も大変重要だと思いますけれども、このような体験学習等を大いに推進していただいて、しっかりした子供を育てていただきたいという思いであります。

話題は変わりますけれども、もう一点、総合型地域スポーツクラブについてお伺いをしたいんですけれども、これは地域の住民が主になって運営しています。そして、複数の種目が用意されていて、地域のだれもが、年齢やら興味関心、いろんなレベルに応じて参加できる総合的なスポーツクラブということでありますけれども、これを設立したことによってどのような効果があるのか、それからまた、今の山梨県の各市町村の設置状況等をお聞かせ願いたいと思います。

今井スポーツ健康課長　総合型地域スポーツクラブを県下の市町村に設立・育成することによりまして、県民、成人の週１回以上のスポーツの実施率が５０%以上になるよう目指しております。スポーツを地域で楽しく、だれもが気軽に暮らしの中に取り入れることにより、県民の皆さんの運動不足の解消、それから体力向上など、スポーツが持つさまざまな効果が享受されます。さらに、地域コミュニティの再構築や高齢者医療費への対応などにも効果が期待されております。本県における総合型地域スポーツクラブの設置率ですが、平成２０年４月現在で設立済みの市町村は、甲府市、それから中央市をはじめ９市町村で、１０クラブが設立されております。また、設立準備中の市町村は甲州市など６市町村です。

河西副委員長　このことについての国や県の設立のための支援の内容はどうなっているでしょうか。

今井スポーツ健康課長　　総合型スポーツクラブの設立支援につきましては、まず国は日本体育協会に委託して設立準備を進めているクラブ等に対し、総合型スポーツクラブ育成委託事業費として年間１００万円を限度に２年間交付しております。次に、県の取り組み状況ですけれども、総合型スポーツクラブ設立・育成を支援するために、平成１６年に小瀬スポーツ公園内に広域スポーツセンターを設立し、運営を体育協会に委託し、体育協会と一体となって設立・育成に取り組んでおります。具体的には、総合型スポーツクラブ連絡協議会の開催、総合型スポーツクラブ交流大会の開催、地域スポーツ推進人材育成や派遣、総合型スポーツクラブマネジャーの養成、それから市町村を巡回して指導・相談などを受けております。さらに、スポーツ情報ネットを立ち上げまして、スポーツクラブの設立・育成やスポーツイベント等の情報を提供するとともに、指導者検索システムを利用したスポーツ指導者の紹介などを行っております。

河西副委員長　　ありがとうございました。今までの状況はよくわかりました。それでは、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

今井スポーツ健康課長　　今後も引き続き、広域スポーツセンター事業を行う中で、未設置市町村に対し啓発活動を展開してまいります。特に県内教育事務所単位に４ブロックに分けて、体育協会と共催して、スポーツ振興推進会議を開催しております。そこで、体育指導員や体育協会関係者をはじめ、小・中学校の体育の関係者等に総合型スポーツクラブの設立の必要性を周知するとともに、設立に向けて協力をいただく中で推進体制を充実していきたいと考えております。

河西副委員長　　どうもありがとうございました。いろいろご努力いただいているようですけれども、今後も努力をしていただいて、大いにこの設立推進ができますようにお願いして終わります。

（学校の耐震化について）

鷹野委員　　耐震化に伴う対応についてお伺いしたいと思います。本会議の一般質問でも出ているわけでありますが、おさらいになりますが、小・中学校の耐震化が今されていない建物について何棟あるか伺います。

神津学校施設課長　県内の小・中学校の耐震化の状況ですけれども、対象となっている棟数は１,０９４棟ございます。その中で既に安全というものが８８５棟ありまして、差し引いて２０９棟がまだ耐震化の安全性がないということになっております。

鷹野委員　　あと、県立高校の施設について、同じように状況をお願いいたします。

神津学校施設課長　県立学校につきましては、全棟数３０７棟のうち安全とされているものが２３８棟、また耐震化率でいきますと７７.５％です。それから、まだ確認がとれていないというものが６９棟ございます。

鷹野委員　　例えば小・中学校ですと、２０９棟が耐震化が確認されていない建物ということでありますけれども、このうち、本当に地震が来たら危ないという建

物はどんな状況なんでしょうか。

神津学校施設課長　２０９棟のうち、大規模な地震が来て倒れる危険性が高いという建物は、Ｉｓ値が０.３以下のものですが、５６棟が危険性があるということが言われています。ただ、どこに何棟あるかまでは承知しておりません。

鷹野委員　県立学校については平成２７年、小・中学校については平成２２年が耐震化の目標なんでしょうか。

神津学校施設課長　県の耐震化促進計画の中では平成２７年度までにということになっておりますけれども、学校等につきましてはもっと早くということで、市町村等につきましては、文科省の方から、平成２４年度までに終わるようにと言われております。

鷹野委員　確認ですけど、小・中学校の義務教育関係は平成２４年度までにですか。

神津学校施設課長　はい。

鷹野委員　県立学校については、平成２７年度ですか。確認です。

神津学校施設課長　耐震改修の促進計画で平成２７年度までとされております。文科省のほうでは、それとは別にもっと早く耐震化するようにということで、平成２４年度までの５年間で耐震改修が終わるようにと指導しております。それにつきましては、文科省が言っている特措法の関係では、県の施設は入っておりませんので、県の施設については特に平成２４年度までにということはありません。

鷹野委員　いずれにしましても、今からだと大分先に完了するような形になるかと思うんです。つい先だっての岩手・宮城大地震等を踏まえますと、たまたま新聞記事を見たところ、揺れが来る前にしっかりと心の準備ができる体制が必要ということで、宮城県の場合は、実験的な自動放送システムが震源地から大体１００キロ圏内で設置してあったとのことです。緊急地震速報の自動送信が、子供たちの安全を守る上で有効なことが確かめられた、校舎の耐震化と並行して導入を積極的に進めるべきだという話が、記事として載っておりました。そんなことも踏まえまして、耐震化が終わるのが、それぞれ目標としてはあるわけでありますけれども、大分時間がありますので、地震速報装置が有効であったというような話もありますので、子供たちの安全、安心も踏まえて、その辺について、山梨県としてどういう方向性でいくかということを説明いただきたいと思います。

滝田高校教育課長　緊急地震速報についてでありますが、地震速報の有効性が注目されているということで、これは数秒、もしくは数十秒前に大地震の到達を知らせるものですが、ただ、地震が来ることが早くわかっただけでは児童生徒の安全、あるいは学校の施設を守り、教育活動を維持させるということはできないと考えております。重要なことは、地震到達までの数秒、数十秒間における被害を最小限に抑えるための対策をどのようにとるのか、そしてそのためのインフラというか、訓練というものをどうとらえていくのかということで非常に興味を持って検討しているところです。

鷹野委員　　記事にあった学校は地震のたまたま３日前に警報が出たことを想定した避難訓練をしていたということで、非常に有効な避難ができて、訓練のおかげで生徒たちは慌てることなく机の下に隠れることができた、揺れが来る前にしっかりとした心の準備もできたということで、緊急地震速報の自動放送システムの効果を本当に実感したということであります。ぜひこの検討を進めるべきだと思います。三重県は既に、高等学校６４校、７９ヶ所と特別支援学校１４校、１５ヶ所という県立学校すべてにおいて、既に設計に対する公募型の企画のコンペを実施しているようです。いつ東海沖地震があってもおかしくない状況であるとするならば、震源地からちょうど１００キロ圏内の山梨県とすれば、非常に有効性があると思われますので、ぜひその辺を研究して、委員会を作るなり、具体的な方向性を持って対応したらいかがかと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

神津学校施設課長　現段階では、緊急地震速報システムについては、導入を前提として検討は行っておりませんけれども、避難体制などを見直しているということですので、そういう中でこのシステムを導入するということの必要性が認められれば、システム等についての導入方法や、機器の選定、所要経費、また、他県の状況などを踏まえて検討を行っていく必要があるのかなと思っております。また、導入に当たりましては、直下型地震には対応できないとか、緊急放送が入っても、一斉放送までに少しタイムラグがあるという幾つかの技術的な問題点も明確になってきておりますので、これらの問題点への対応もあわせて検討していく必要があると思っております。

鷹野委員　　小・中学校については、当然市町村が主体ということでありますから、耐震化への積極性、地域間の格差が大分あるようにも聞いておりますので、統廃合も含めた中で改修工事があるかと思いますが、ぜひ安心、安全のため指導を進めていただきたいと思います。あと、県立高校については、そういう検討をぜひ前向きにする中で、耐震化も早く終わるようにお願いしたいと思いますので、教育長、一言いただければと思います。

廣瀬教育長　　生徒の命にかかわることですので、検討すべきことについては可能な限り検討していきたいと思います。耐震化については、耐震補強の工事の手法を取り入れながら、できるだけ早く、できるものについては速やかにやっていきたいと思います。

（博物館等のユニバーサルデザインについて）

鷹野委員　　最後に１つ。博物館、考古学博物館、美術館、文学館、それぞれ施設があると思うんですが、ユニバーサルデザインとか、バリアフリーということで、今現状、どんな対応をしているか、具体的に何かあれば教えてください。

三枝学術文化財課長　　山梨ユニバーサルデザインというのは、指針がことしの３月にできたところでありますけれども、ユニバーサルデザインの目的でありますすべての人が快適な社会生活を送るというねらいの中で、さまざまな人がお見えになる美術館とか博物館でも、建物の例えばスロープや段差の解消、そして点字文字や絵文字などを使って整備しております。そのほか、例えば美術館では、駐車場が少し離れておりますので、介護が必要な方については駐車場までお出迎えに行くとか、博物館の場合は、受付カウンターが、子供や老人の

方でもできるようにということで高さが２つありまして、受付をやりやすくするための対応をしております。そのほか、各施設、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れる中で、ボランティアによる案内や解説を行っているところであります。

鷹野委員　車いすや体の不自由な方が、入り口から施設まで行く間が砂利道であったりとか、石がごつごつしていてタイヤがうまく回らないで、押すことが非常に難しいようなところもあるように聞いているんですけれども、その辺の実態はどのような状況でしょうか。

三枝学術文化財課長　先ほどもお話ししましたように、美術館の場合は駐車場が少し離れているということで、来館者からの要望もありまして、駐車場に電話番号等が表示されていて、連絡を受けてそこまでボランティアの方がお出迎えに行って介助するというような措置をとっております。ほかのところでも、そういったボランティアの方がおりまして、介助が必要な場合はエレベーター等へ誘導したり、館内の案内も一緒に行うようにしております。

鷹野委員　そういう対応で、逆に言うと車いすが不自由なく通れるような体制をとることは今のところ考えていないということでしょうか。

三枝学術文化財課長　構造的にできるところは、博物館など、新しい建物については既に対応がされておりますし、美術館でも、スロープをつけたりして、ある程度行っております。ただ、距離が長いところについて、路盤が砂利道ではないけれども、少し力のない方には無理というようなところは、そうした介助で行っております。

（新県立図書館について）

岡委員　新県立図書館について簡潔に聞きます。県有地の活用問題については、高度情報エリア整備懇話会が設置されて、検討がされておりますから、あまりここでお聞きするのはいかがかとも思うわけでありますけれども、情報エリアという形で検討がされて、現在、どういうＩＣＴ機能を持ってくるのか、あるいは県立図書館をどういうふうに配置していくのかという部分について検討がなされていると思います。今現在、教育委員会レベルにおける図書館建設についてはどのような検討がなされているのかお聞きしておきたいと思います。

末木新図書館建設室長　新県立図書館につきましては、今年度、教育委員会に新図書館建設室が設置されまして、今、整備計画について検討を行っているところです。

岡委員　５月に懇話会が開かれて、議事録も読ませていただきましたが、図書館に造詣の深い方々がおいでになるわけでありまして、それなりの発言があるわけであります。今月の初旬には情報エリア整備懇話会があるわけでありますけれども、教育委員会として、それに向けて関係者とお話をしたことがありますか。

末木新図書館建設室長　特にしておりません。

岡委員　新図書館建設室として、どうお考えになっておられますか。

末木新図書館建設室長　　高度情報エリアの整備方針を今検討しておりますので、いずれその中に図書館と高度情報化拠点を配置して、全体を高度情報エリアとして整備するということですけれども、それぞれの持ち味を生かして地域の活性化や産業振興に生かすことで、図書館は図書館の情報を生かす、それから高度情報化拠点の持つＩＣＴ技術、その持つ力を連携させて、より政策意図に達するようなものとすることを考えております。

岡委員　　そうすると、新図書館建設室としては、まだ緒についていない。いろいろ読ませていただくと、夢のある図書館をという言い方をされている方々がおいでになるわけでありますが、委員さんはそうであるけれども、教育委員会としては何の方針もないということになるんでしょうか。

末木新図書館建設室長　　教育委員会としては当然方針を持っております。昨年度、整備検討委員会から報告書をいただいています。それを基本に、教育委員会としても考えていまして、山梨らしい個性のある図書館を目指して検討させていただいています。

岡委員　　全国で、それぞれ新しい図書館がつくられているわけです。私たちはこの前、徳島の開架式のすばらしい図書館を見させていただきました。しかし、開架式の図書館だけがいいのかというとそうではないだろうという考え方もあるわけです。ですから、それらを含めて、教育委員会としてはどのようにしていくのかを、それなりに建設室として話し合いをしていくことが、今現在、必要であろうと私は感じています。ぜひひとつ、外部の方々の意見もいただきながら、山梨県の教育委員会としてこのようなふうにやっていきたいというようなものを、ビジョンをつくっていただければありがたいと思っています。

以　　上

教育厚生委員長　棚本　邦由